

行政手続法の施行状況に関する調査結果（概要）

－ 国 の 行 政 機 関 －

平成 13 年 4 月

総務省行政管理局

第 1 調査の目的、調査対象機関等

調査の目的：国及び地方公共団体における行政手続法の施行状況を調査し、同法の円滑かつ的確な施行に資する。

調査時点：①審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況－平成 12 年 3 月 31 日現在

②行政指導の書面の交付状況及び行政指導の指針の公表状況－平成 9 年度～11 年度

調査対象機関：全省庁〔本省庁（28 機関）及び地方支分部局の一部（41 機関－愛知県又は広島県を管轄区域とするブロック機関及び府県単位機関）〕

（注） 地方公共団体が国の法令に基づき行っている処分については、別途調査結果をとりまとめ公表する予定。

第 2 調査結果

1 申請に対する処分

（1）審査基準の設定状況

行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（審査基準）を定めることとされている（法第 5 条）。

本省庁及び調査対象地方支分部局を合わせた総数 6,277 種類の処分のうち、審査基準設定済みのものが 5,498 種類であり、9 割弱（87.6 パーセント）の処分について審査基準が設定されていた。

未設定の理由をみると、①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく稀であって、あらかじめ設定することが困難」、②「事案ごとの裁量が大きく、設定することが困難」の 2 つで全体の約 8 割を占めていた。

一方、前回調査時（平成 9 年 3 月 31 日）において審査基準が未設定となっていた処分のうち、今回の調査時まで新たに審査基準を設定していた処分は 60 種類みられた。

また、前回調査時において審査基準を設定していた処分のうち、今回調査時までには当該審査基準の内容の明確化・具体化等の見直しを行っていたものは 34 種類みられた。

（2）標準処理期間の設定状況

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定めるように努めることとされている（法第 6 条）。

本省庁及び調査対象地方支分部局を合わせた総数 6,277 種類の処分のうち、標準処理期間済みのものが 4,964 種類であり、約 8 割（79.1 パーセント）の処分について標準処理期間が設定されていた。

未設定の理由をみると、①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく稀であって、あらかじめ設定が困難」、②「事実関係の認定に難易差があり、設定が困難」の 2 つで全体の約 8 割を占めていた。

今回標準処理期間を設定していない処分について、その申請案件の処分実績（平成 11 年度）の内訳をみると、処分実績のないものが約 8 割となっていた。

一方、前回調査時において標準処理期間が未設定となっていた処分のうち、今回の調査時まで新たに設定していた処分は 113 種類みられた。

2 不利益処分

（1）処分基準の設定状況

行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（処分基準）を定めるように努めることとされている（法第 12 条）。

本省庁及び調査対象地方支分部局を合わせた総数 4,659 種類の処分のうち、処分基準設定済みのものが 3,411 種類であり、7 割強（73.2 パーセント）の処分について処分基準が設定されていた。

未設定の理由をみると、①「事案ごとの裁量部分が大きく、設定することが困難」、②「将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定することが困難」の 2 つに大別される状況にあった。

（2）聴聞及び弁明の手続の実施状況

行政庁が不利益処分をしようとする場合、当事者の権利保護を図る観点から、行政手続法においては、処分の内容の特殊性から聴聞又は弁明の手続を執ることを要しないとされるケースを除き、聴聞又は弁明の手続を執ることとされている（法第 13 条）。

本省庁及び調査対象地方支分部局の平成 11 年度における聴聞又は弁明の実施状況をみると、行政手続法の規定に則り、聴聞手続が 291 件、弁明手続が 10,550 件実施されていた。

一方、このうち当事者の聴聞期日への不出頭又は弁明書の未提出のまま手続が終結されたものの割合、聴聞で 45.4 パーセント、弁明で 96.1 パーセントを占めていた。

3 行政指導

（1）行政指導の書面の交付状況

行政指導に携わる者は、行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならないこととされている（法第 35 条）。

平成 9 年度から 11 年度の 3 年間ににおけるこれらの書面交付の実績について調査した結果、4 省庁で 4 件の書面交付が行われていた。（事例については本文参照）

（2）複数の者に対して行う行政指導の指針の公表状況

同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対して行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ共通してその内容となるべき事項を定め、公表しなければならないこととされている（法第 36 条）。

平成 9 年度から 11 年度までの 3 年間ににおけるこれらの公表状況について調査した結果、6 省庁において 21 件の行政指導の指針が公表されていた。（事例については本文参照）